

岩手県告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、岩手県後期高齢者医療広域連合から申請のあった岩手県後期高齢者医療広域連合規約の変更を平成21年2月9日付けで許可した。

平成21年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也